

# 感染対策宣言店（5/8～）

新型コロナウイルスの位置付けが5類に変更されることに伴い、新たに「感染対策宣言店」制度を開始します。

## ●「感染対策宣言店」とは？

感染対策を行うことを自ら宣言・掲示し、県に届出した店舗

宣言店が行う対策 (必須事項)	①換気の実施 ②従業員の体調管理 ③手洗い、消毒
県に届出する事項	①対策を行う旨 ②従業員のマスク着用、パーティション設置のルール ③営業者名、業種、店舗名、店舗住所 ④連絡先(電話番号、メールアドレス)

## ●届出はどのように行えばいいですか。

- 右の二次元バーコードから電子申請をお願いします。  
(電子申請ができない場合は、郵送)
- 届出の受理後に、ステッカーを送付します。



## ●現在、認証店又は協賛店になっていますが、「感染対策宣言店」の届出は必要ですか。

- 認証店及び協賛店制度は、当面の間、継続します。
- 順次、感染対策宣言店への移行をお願いします。
- 全国旅行支援「ウェルカニとっとり得々割」「鳥取県感染対策飲食店特別応援キャンペーン」に参加されている方は、5/8以降も対象となります。

＜問合せ先・届出先＞ 鳥取県くらしの安心推進課  
〒680-8570(郵送の場合、住所の記載不要)  
電話 0857-26-7284,7211,7982  
URL :<https://www.pref.tottori.lg.jp/310565.htm>